年　　月　　日

秋田県行政不服審査会　会長

審査請求人（参加人）

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第８１条第３項において準用する同法第７８条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することについては、次のとおりです。

1　さしつかえない

２　適当ではない

　（適当ではない理由）

※どちらかを丸で囲み、「適当ではない」とした場合はその理由を記載してください。